

## 地方公営企業法の適用に関する研究会（第5回）

### 1 開催日時等

- 開催日時： 平成 26 年 3 月 11 日（火）10:30～12:00
- 場 所： 全国町村会館 2階 ホールB
- 出席者： 鈴木（豊）座長、江戸川委員、遠藤委員、菊池委員  
小西委員、小室委員、栗原委員代理（古谷委員）  
山崎委員  
村中大臣官房審議官、米田公営企業課長  
廣澤公営企業経営室長、大沢準公営企業室長  
公営企業課北澤理事官 他

### 2 議題

「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書（案）について

### 3 配布資料

- （資料） 報告書（案）の概要
- （資料） 「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書（案）

## 4 概要

### (1) 事務局より報告書（案）について説明

### (2) 報告書（案）についての出席者等からの主な意見

#### ○ 法適化のスケジュールについて

- ・ いつまでに法適化を進めていくのかという記載がないが、来る大量更新時代には、企業会計に基づいた適切な経営が行われていることが望まれ、水道事業を参考にそれほど先ではない時期で期限を区切るなど、ある程度の目安が分かるような形で記載すべきではないか。
- ・ いずれ段階的にやるにしろ、法適化の期限として10年や20年というのはいりえない。具体的に記載できなくとも、努力目標として、きちんと整理しておく必要があるのではないか。
- ・ 会計基準見直しのタイミングに合わせて法適用をされる事業体が少なくないと聞くが、新会計基準が適用される平成26年度決算を迎えるくらいには、水道事業の法適化時の法適用率に達するのではないかと思われ、そういったタイミングで見きわめを行うということもあるのではないか。
- ・ 今後の進め方については、「具体的な法制化の時期も含めた今後のロードマップを示す」というような表現とすることで、各委員の総意を表すこととなるのではないか。

← 施設の老朽化や更新の問題は差し迫ってきており、法適用の時期が遅くなることは避けたい。適用が進んでいくにつれて、法適用に関する手法も成熟し、中小規模の団体でも対応しやすくなることも期待される。早期適用の要請と、法適用が現実的に一番よく進む方法や時期等、今後の法制化を見据えたロードマップを示していきたいと考えている。（事務局）

#### ○ 小規模団体の取扱いについて

- ・ 段階的適用を行う場合の規模の線引きであるが、人口1万人程度が妥当な線ではないか。段階的ということで緩めすぎると、早期の適用がなされず放置されるだけである。
- ・ 人口による段階的適用の議論もあるが、小規模団体においては、

人口の減少がより顕著かつ早急にあらわれ、施設等の更新についても避けられない事実であるなど、より厳しい状況。インフラを維持するためにも、法適化により経営状況を顕在化する必要がある。

- ・ 第4回研究会において、法適用を法律で義務付ける際に、条例により適用除外とできるようにすることについての提案があったが、今回の報告書に盛り込むことは困難であったということか。
- ・ 地方公共団体の規模にはばらつきがあり、その中で一律的にまとめて行うこととなれば、非常に無理が出てくることとなり、様々な事情に対する配慮をすることなどできないか。
- ・ サービスに対する経費のかかり方が違う中で、小さいところは、小さいところなりにそれぞれの工夫を凝らしながらやっている。
- ・ 人口規模や財政状況等、地域の実情を配慮したきめ細やかな支援策を講じていく必要がある。

← 法適用を法律で義務付ける際に、条例により適用除外とできるようにすることについて、事務局として検討を行ったが、適用拡大という法改正の趣旨との整理等が困難であることや、条例で適用除外するには法律で詳細に要件を書く必要があることもあり、報告書に記載することは難しい。(事務局)

## ○ その他

- ・ 報告書において、地方自治体の懸念や法適用を進めるにあたっての課題及びそれらへの対応について、かなり深く言及している点については、非常に意義があると感じている。
- ・ 固定資産情報の整備手法については、簡易整備手法及び標準整備手法のみが記載されているが、整備手法には詳細整備手法もあり、それらを含めた手法があることを記載するべきである。
- ・ 資産整理に必要となる工事書類等の散逸を防ぐために、何らかの手当をするべきである。
- ・ 流域下水道について、市町村が支払う負担金については料金収入として使用者に転嫁しており、コストとしての負担金が適正であるのかについて市町村が判断をする必要もある。都道府県が市町村に助言を行うという関係からも、法適用をある程度先行させる

ほうが円滑に進むのではないか。

- ・有形固定資産の耐用年数について、使用年数を耐用年数とすることができる旨の規定を検討するにあたって、耐用年数が延びることとなれば、その客観性の確保を要するとともに、減少した減価償却費をもとに料金設定がなされることのリスク等も検討した上での対応が必要である。
- ・償却資産の残存価額について、税法改正に伴い1円までとしている民間企業が増えているが、公営企業においても、残存価額を残す意味合いは乏しいと思われる。現在は一部の償却資産についてのみ1円まで償却を認めている取り扱いについて、その範囲の拡大を含めた見直しを検討する必要があるのではないか。

(3) 最終報告書とりまとめに係る確認事項

- ・最終報告書とりまとめについては、上記の意見等を踏まえ、可能な修正等を行ったうえで各委員へ送付し、確認を行うこと。
- ・各委員確認後の軽微な修正については、座長に一任すること。